

市民活動・ボランティアサポートセンター設置構想

平成21年2月

目 次

1	設置趣旨	P 1
2	施設の概要	P 2
3	対象とする活動	P 2
4	センターの役割	P 3
5	他の支援拠点との関係	P 3
6	運営委員会の設置	P 3
7	姫路市社会福祉協議会ボランティアセンターの移管	P 4
8	センターの機能	P 4
	(1)情報収集・発信機能	P 5
	(2)人材育成・学習機会の提供機能	P 5
	(3)活動相談機能	P 5
	(4)連携・交流機能	P 6
	(5)団体活動支援機能	P 6
	(6)マッチング機能	P 6

1 設置趣旨

社会の成熟化に伴う市民の価値観、ライフスタイルの多様化や心の豊かさ、生きがいなどへの志向の強まりとともに、暮らしに密着した多岐にわたる市民ニーズや課題へのきめ細かな対応が求められています。こうした状況の下、行政のみならず、市民、NPOやボランティア団体等の市民活動団体、企業などの多様な主体がそれぞれの能力や特性を活かしながら、ともに課題に取り組むことが重要となっています。

そのため、市民が積極的に社会参加、社会貢献できる仕組みづくりを進め、多様な市民活動団体の活動を支援することを目的として、市民活動(※)の普及と参加促進、情報の共有化、人材の育成などの拠点を設置し、市民参画と協働のまちづくりを進めます。

また、センターでの実施事業については、市民の皆さんの協力を得ながら、行政と市民等の適切な役割分担の下、効果的な内容となるよう協働を基本として、共に模索し実施していくこととします。

※)「市民活動」とは、市民(個人や団体を問わず、自立した主体となるもの)が自主的、自発的な意思に基づき、かつ広く市民生活の向上を目的として行う非営利の公益的な活動と定義しています。定義の詳細については、後述。

【センター整備検討経緯】

平成17年12月	NPO等研究会(市内プロジェクト)による報告書「NPOとの協働推進に向けた取り組み」の中で、活動支援センターの設置として有効施策の一つとして報告
平成18年7月	姫路市市民活動推進懇話会の設置 ※平成18年度 5回開催(部会3回) 平成19年度 3回開催
平成19年3月	懇話会提言に基づき姫路市市民活動・協働推進指針策定 ※この中で「市民活動等の拠点となる場の整備」等について記述
平成20年3月	姫路市市民活動・協働推進事業計画の策定
平成20年8月	(仮称)市民活動・ボランティアセンター設置準備会議の設置

2 施設の概要

(1) 名称	市民活動・ボランティアサポートセンター		
(2) 所在地	姫路市総社本町1-1-2番地 姫路市市民会館内		
(3) 施設内容	3階 事務・交流スペース	92.4	m ²
	7階 活動室（現・姫路市NPO法人活動室）	55.4	m ²
(4) 利用時間	午前9時から午後7時		
(5) 休館日	ア 月曜日及び保守点検日等（月1回程度）		
	イ 12月28日から翌年1月3日まで		

3 対象とする活動

市民活動・ボランティアサポートセンターは、特定の分野や領域を超えて市民の多様な活動を総合的に支援する拠点として設置しますが、その対象とする活動を以下の特性を備えた活動とします。

(1) 自主性、自発性

市民の自らの自由意思に基づいた自主的・自発的な活動であること

(2) 公開性

市民の誰に対しても開かれている活動であること

(3) 非営利性

営利を目的としない活動であること（非営利とは収益を上げてはならないという意味ではなく、収益が上がっても構成員に分配しないで、活動の目的達成のための費用に充てることをいいます。）

(4) 公益性、社会性

不特定多数の市民や社会の利益増進に寄与する等、公益性のある活動であること

(5) 継続性

継続的に行われる活動であること

(6) その他

宗教・政治活動を目的としない活動であること

ただし、上記の内容については狭義に解釈することなく、可能な範囲で幅広い多様な活動に対して支援を行います。具体的な支援事業の対象については、今後、各事業の趣旨を鑑み個別に定めます。

また、市民や企業等がこれらの活動（以下、市民活動といいます。）に参加したい、関わりたいといった場合の総合的な窓口機能を果たします。

4 センターの役割

市民活動を推進するための支援を行うに当たっては、大きな特性の一つである自主性や自発性を損なわないよう、活動しやすい環境を整える等の側面的支援を中心に行います。

また、市民活動を推進すると同時に、市民活動団体と行政や各種団体との協働を進めるための施策を推進します。

具体的には、以下の事項を目標に支援を行います。

- ① 市民活動にあまり関心を持っていない市民等に対して、市民活動に対する理解を進め、身近なものとして感じてもらう。
- ② 市民活動に対して興味はあるものの、活動にまでは至っていない市民等が具体的に行動するきっかけをつくる。
- ③ 具体的に活動している市民や団体に対して、継続的な活動に向けての組織運営や活動内容の充実に努める。
- ④ 市民活動を取り巻く様々な人や団体の情報を共有し、交流と連携を深め、核となるネットワークを形成する。

5 他の支援拠点との関係

姫路市では、国際交流センター、男女共同参画推進センター、青少年センター等多くの分野別の支援拠点が設置されています。また、分野を限らず、市民活動全般を対象とした県やその他の関係機関による支援拠点についても、姫路市内の多くの団体が関わりを持っています。

市民活動・ボランティアサポートセンターでは、これらの支援拠点と連携を密にし、分野や地域を超えた連携や交流を進め、ネットワークを形成することで、新たな事業展開が期待できるとともに、市民にとって分かりやすい総合的な支援を行っていきます。

6 運営委員会の設置

市民活動・ボランティアサポートセンターでは、多様な市民活動を支援し、市民にとって分かりやすい効果的な事業を実施していくために、センターの運営及び事業内容について検討を行う「市民活動・ボランティアサポートセンター運営委員会」を設置します。

この委員会は、有識者やセンターの利用者等の外部委員を中心として構成するもの

とし、市民活動に関わる様々な機関がうまく連携し、センターの機能が十分に発揮できるようにセンターをサポートする機能を果たします。

7 姫路市社会福祉協議会ボランティアセンターの移管

現在、福祉分野のボランティアへの支援を行っている拠点として、姫路市社会福祉協議会を事務局とする「姫路市社会福祉協議会ボランティアセンター」が設置されており、多くのボランティア団体が活発に活動を行っています。

一方、時代の移り変わりとともに、ボランティア活動などの市民による公益的活動がますます求められるようになり、活動の多様化が進みつつあります。またそれとともに、ボランティアという言葉も福祉分野に限らず幅広い概念で解されることも多くなりました。

こうした状況の中、姫路市ではボランティア活動の総合的な窓口を設置することが必要であると考え、現在の「姫路市社会福祉協議会ボランティアセンター」を移管し、福祉分野のボランティア活動を含む市民活動全般について総合的に支援を行っていくこととしました。

しかしこの場合、これまでの支援の積み重ねやネットワーク等が、ボランティア活動にとって重要な要素であることから、活動が引き続き継続し発展できるよう留意することが不可欠です。今後、市民活動・ボランティアサポートセンターに機能が移管した後も姫路市社会福祉協議会と連携を密にし、様々なボランティア活動が広く市民生活の向上に貢献できるよう、協力関係を築いていく必要があります。

8 センターの機能

以上の状況を踏まえ、市民活動・ボランティアサポートセンターでは、次の6つの機能を持つ施設とします。

また、センターが主催する事業だけでなく、これらの機能を有する様々な団体や支援機関が主催する事業や支援内容等の情報を提供し、有効に活用することとします。

- (1) 情報収集・発信機能
- (2) 人材育成・学習機会の提供機能
- (3) 活動相談機能
- (4) 連携・交流機能
- (5) 団体活動支援機能
- (6) マッチング機能

(1) 情報収集・発信機能

NPOやボランティア等の市民活動に関する総合的な情報の共有や、市民が市民活動への理解を進め、参加を促すための情報発信を行います。また、行政や企業、地縁系団体、大学等との協働を進めるために必要な情報拠点としての機能を果たします。

- ア 市民活動・ボランティアサポートセンター通信の発行〈月1回〉
- イ 市民活動情報受発信システム（インターネット）
- ウ （仮称）市民活動・ボランティア手帳の発行〈年1回〉
- エ 各種啓発チラシの作成、一般市民への情報発信（広報ひめじ、社協広報等）
- オ 市民活動団体の活動情報、チラシ等の掲示

※関連する基本指針

- 基本指針 2－①・② 情報の積極的な公開・情報の最適な提供方法の検討
- 6－①～③ 民間相互の協働の推進
- 7－①～③ 行政との協働の推進

(2) 人材育成・学習機会の提供機能

市民活動団体が、自立して活動を続けていくために必要な基礎的な運営能力を培うための研修や、合意形成の方法、市民が活動に参加するきっかけとなる研修等を実施します。また、行政との協働に関する市政出前講座を開催します。

- ア 講座・研修会の実施
- イ 公開フォーラム等の開催
- ウ 市政出前講座
- エ 各種団体が実施する講座・研修会等の情報収集・発信

※関連する基本指針

- 基本指針 1－② 行政職員の協働意識の向上
- 4－① 学習機会等（研修会、セミナーの実施）の提供

(3) 活動相談機能

市民活動や協働に関する総合的な情報共有・相談窓口として、市民活動が行いやすい環境づくりを行い、NPO等の組織運営や立ち上げ等に関する相談を実施します。

- ア NPO、市民活動に関する無料相談
- イ 市民活動アドバイザーの登録
- ウ 協働に関する相談窓口

※関連する基本指針

基本指針 4-② 市民活動アドバイザーの登録

5-①・② 相談窓口の充実・協働関係機関との連携強化

6-①～③ 民間相互の協働の推進

7-①～③ 行政との協働の推進

(4) 連携・交流機能

市民活動団体と行政、市民等が交流を深め相互理解を進める機会を提供します。協働による手法等、関連する団体も含め、協働手法等、様々な課題の解決につながるネットワークづくりを行います。

ア 公開フォーラムの開催【再掲】

イ 市民・行政・企業・地縁団体・関係機関との交流ネットワークの促進

※関連する基本指針

基本指針 1-①～④ 相互理解が進む仕組みづくり

5-② 協働関係機関との連携強化

(5) 団体活動支援機能

市民活動団体が活動しやすい環境づくりの一環として、センター登録することによって、複写室の利用提供や市内の公共施設利用料の減免等を行います。また、あわせて市民活動情報受発信システムの団体登録により、団体の簡単なホームページを掲載し、行事の開催等の情報を発信することができます。

ア 市民活動・ボランティアサポートセンター、情報受発信システムへの登録

イ (仮称)市民活動・ボランティア手帳の発行〈年1回〉【再掲】

ウ 団体活動支援(7階活動室の提供、複写機・印刷機・紙折機等の利用)

エ 市民活動団体の登録制度の一元化(標準化)

※関連する基本指針

基本指針 3-② 公共施設利用の促進

(6) マッチング機能

市民活動に参加したい市民やサービスを提供しようとする市民活動団体と、サービスを必要としている市民等との情報提供を中心としたマッチング(需給調整)を行います。

- ア ボランティア需要に関する情報収集
- イ 個人及び団体のボランティア登録
- ウ 市民活動情報受発信システムによる情報提供【再掲】

※関連する基本指針

- 基本指針 1－① 市民活動への市民参加の促進
- 6－①～③ 民間相互の協働の推進